

令和6年度・第7回 富士見市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時	令和7年1月23日（木曜日）					開会 午後1時30分	閉会 午後2時33分
場 所	富士見市役所2階 市長公室						
出席者	委 員	吉野会長	新井委員	東海林委員	向井委員	萩元委員	
		○	○	○	○	○	
		富士原委員	高橋委員	塩野委員	厚澤委員	三枝委員	
		○	○	○	○	○	
		池内 会長代理	南委員	北村委員	濱田委員	黒田委員	
		欠	欠	欠	欠	欠	
		齊田委員	石丸委員	鮫名委員			
		欠	欠	欠			
	事務局	市民部 収税課 健康増進センター 保険年金課					
公開・ 非公開	公開（傍聴者なし）						
会議録 確 認	会議録署名委員 東海林 委員 塩野 委員						

議題	1	開 会
	2	諮 問
	3	挨 拶
	4	会議録署名委員の選出
	5	議 事 (諮問事項)
		①諮問第1号 令和6年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正 予算について
		②諮問第2号 令和7年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)当初 予算について
	6	その他
7	会議録の確認について	
8	閉 会	
議 事 内 容		
事務局	1	開 会 開会の宣言、資料確認、委員の出席状況（10名出席、8名欠席）と会議成 立、 傍聴の状況（傍聴者0名）の報告。
	2	諮 問
会長	3	挨 拶 運営協議会会長あいさつ 吉野会長
	4	会議録署名委員の選出 東海林委員と塩野委員を指名
会長	5	議 事 (1) 諮問事項
		①諮問第1号 令和6年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予 算について 事務局より、令和6年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算 について説明
委員		<質疑応答> ここで質疑を受けます。
		歳入のところの2、国庫支出金の欄の備考欄に、資格確認書や資格情報の お知らせの発行対応システム改修等に係る補正額と入っているのです。こ れは予算にも係ってくるのですけれども、県のほうに納付しているオンラ イン資格確認システム負担金というのが、一方で歳出として来年度予算で すけれども、計上されているのです。オンラインの資格確認システムの負 担金というのと、ここという国庫から出ている資格確認書、これは富士見 市の独自のシステム、それから県のほうに納めているのは全体の資格確認 のシステム、オンラインのシステムですね。 ここがちょっとよく分からないのですけれども、いわゆる市は独自のシ

	システムでまた運用しながら、資格確認書とか資格確認情報をやっている。一方で、県のオンライン、これは多分、県が提示した負担金を納付しているのではないかと私は想像しているのです。全体のこれは転出入とか、いろんな資格情報が喪失したりしている関係で、当然オンラインでやらなくてはいけない。この辺の関係が分からないので、わかればご説明いただきたいと思うのですが。
事務局	まず県のほうのオンラインの負担金の部分につきましては、委員がおっしゃるとおり全体のオンライン資格確認システムを運用していく際の負担金という位置づけになろうかと思います。今回補正で上げさせていただきました、こちらの資格確認書、それと資格情報のお知らせの発行対応システムというのは、これはマイナンバー保険証、マイナ保険証をお持ちの方、あるいはお持ちでない方に対して健康保険証の代わりに、お持ちでない方には資格確認書、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせということで、これまでの健康保険証と同じような媒体といえましょうか、カード形式のもので資格確認書は交付すると。また、資格情報のお知らせは、紙のほうでA4の用紙で発行するといったことで、個々に市町村で対応しなければいけない部分ということでシステム改修のほうを行わせていただいたと。それに対する国の交付金、補助金がここであったということで、歳入のほうに計上させていただいたというものになっております。
会 長	そのほか質疑はありませんか。 「なし」の声 それでは、質疑がなければ討論を行います。 「なし」の声 討論がなければ、採決をいたします。 諮問に賛成の方の挙手を願います。 「賛成者挙手」 挙手全員であります。 よって、諮問第1号は承認されました。 ②諮問第2号 令和7年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)当初予算について 事務局より、令和7年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)当初予算について説明。
会 長	ただいま事務局から説明いただきましたので、ここで質疑を受けます。
委 員	個別の予算というよりも、全体的に今マイナンバーカードのほうの関係で質問したいのですけれども、マイナンバーカードの紐づけです。マイナンバーカードを取得したのだけれども、紐づけはしていないという人もいると思うのですけれども、現状で何割ぐらいの方が、被保険者の方で紐づけをしているか。私自身も去年やったのですけれども、今現在紙の保険証とマイナンバーカードの保険証を併用しているという不思議な状況にあるわけなのですが、マイナンバーカードの紐づけ率というのが分かれば、まず

	1点教えていただきたい。
事務局	マイナンバーカードの保険証の資格の紐づけ率ということでご質問いただきました。こちらにつきましては、若干基準の月がちょっと古いのですけれども、去年の11月時点で、56%ということになっております。一応こちらが最新の数字です。
委員	思ったよりちょっと高いかなと思いました。一方で昨年12月から、新たに紙ベースの保険証を発行しないということで、通常であれば、異動がなければ今年の7月末まで紙ベースの保険証は有効ということなのですが、異動があった場合などこれまで資格確認書を発行したケースというのは実際あったのかどうか、そのあたりを教えていただきたい。
事務局	ご案内ありましたとおり、去年の12月2日以降、新たな保険証は発行できなくなっております。そのため、12月2日から新たに転入されてきた方、あるいは社会保険をお辞めになられて国保に加入された方、そういった方でマイナンバーカードに保険の資格を紐づけしていない方には、資格確認書を交付しているという状況でございます。また、お持ちでない方につきましては、資格情報のお知らせを交付させていただいております。
委員	法定外繰入れなのですけれども、税収入不足分ということで計上されています。先ほど若干減っているというのがあったのですけれども、それは税率改正に伴ってだと、毎年毎年同じことの繰り返しのようで、結局被保険者からの収入がない限り、ここは常に常に一般会計の繰入れというのが生じてくると思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。今までも3億とかいうお金が毎年のように、県のほうではそれはやめなさいと言っていますけれども、それは可能なのでしょうか。
事務局	法定外繰入れの今後の状況のご質問かなと思うのですが、非常になかなか厳しい状況でございまして、今回税率改定行わせていただきましたので、当初予算ベースでいきますと昨年度の当初よりも減っているという状況にはなっております。ただ、一方で今回納付金について説明をさせていただきますと、今回三千数百万、4,000万弱程度伸びているといったこともございます。 そういったことからいきますと、今後やはり法定外繰入れのほうが、税率改定を令和9年度の準統一に向けて行っていくといった中でいけば、解消はしていくのかなと思うのですが、このままこれ以降何もせずにいった場合というのは法定外繰入れのほうが、これは県の医療費の動向にもよるのですが、今回当初予算では減ったのですが、これがちょっと増えていくかもしれない。可能性としてはあるかなというふうに考えております。
委員	被保険者が減ったことによって医療費も減ってきていると。それは当然だと思いませんか、受ける方が少なくなれば。でも、被保険者が減るということは収入も減るということだと思いませんか。だから、そのあたりを市としては、そのバランスですよね、お考えになっているのでしょうか。

事務局	おっしゃるとおり、被保険者数が減りますと、歳入としての保険税収というのは減ってきます。一方で、後期高齢への移行ですとか、社会保険の適用拡大といったことで減るのですが、そういった中で国からの交付金、これは県に対しての交付金ですけれども、前期高齢者交付金というのがございまして、そういった部分で最終的には被用者保険の適用拡大という中で、前期高齢者交付金の対象となる方たちの割合が逆に増えてくると、割合が増えてくることによって、県に対する交付金の額も増えてくるといったことが考えられますので、全体的な納付金の額に対して交付金を充てる割合が多くなってくると考えられるのです。 そうしますと、各市町村に対する納付金の額も減ってくるといった傾向も見られるのかなとも思いますので、そういった中で市としては様々な交付金、保険者努力支援ですとかそういったものがありますので、そういった部分をいかに獲得していくかといったところで、税率改定の抑制にはつなげていきたいと思っております。
委 員	前回も広報の関係をちょっとお話ししました。税率改定で国保税が上がってしまうというのは、やっぱり痛みを伴いますので、納税通知書を受け取った、保険料のですね、受け取った段階で、ある程度影響がまたあると思うのです。今回、広報「富士見」で1ページ用意してありました。これ以外にアピールするという手段は、何かお考えになっていますか。
事務局	皆様への周知ということで、今回2月号に記事を載せさせていただきました。そのほか4月に入りましたら、これは各加入者の皆様に個別に、税率改定に関する背景ですとか内容に関する通知をさせていただきたいと思っております。 また、広報のほうも、まだ期間がございますので、活用ができる部分が、ページ数が確保できましたら、そちらも引き続き活用していきたいと思っております。
委 員	特定健診での負担金が特別交付金として入ってきていますけれども、特定健診に係る委託料に対して少ないですね。県のほうでは一生懸命特定健診とかの受診を勧めていて、市のほうでも一生懸命やっているのですけれども、その特別交付金なりを県のほうにさらに増額を要求するとか、そういうことはないのでしょうか。
事務局	特定健診に関する交付金の部分ということでご質問をいただきました。こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり、実際にかかる費用よりも少ない額で交付されるというところがございますので、この部分についてはルール等ございますけれども、機会がございましたらそういった部分をしっかり伝えて、全額といいたいでしょうか、しっかり交付していただくように伝えてまいりたいと思います。
委 員	マイナンバーカードなのですけれども、私も医療機関をいくつかかかっています。カードリーダーがそれぞれ違うので、その都度手間取ってしまう場合もあるのですけれども、そういった部分で何か問合せとか、マイナン

	バーカードでやる同意とか、パスワードを入力しますよね。すると、その後、同意するかどうかという確認がありますよね。それを毎回毎回やるのです。システム上、通常は何かオンラインでやっているとしたら1度同意したものがそのまま有効に働いて、一々そんなことをやらなくていいのだけれども、私の経験上は毎回毎回やっているのです。それだけ医療にかかっているということなのですからけれども、そういった部分での何か問合せとか、医療機関のほうが多いのかもしれないですからけれども、そういう問合せが入ったことはありませんか。
事務局	マイナ保険証の使用の部分での、そういった部分でのお問合せというのは直接にはないのですけれども、実際ご利用になられる方々の思いといいますか、経験上そういったことというのはあるかと思えますので、今後もっとさらに利用が促進されていくにあたっては、そういったお話もあるかと思えます。ただ、現状におきましては、今のところはそういった話はございません。
会 長	ありがとうございます。そのほかに、大丈夫ですか。ありませんか。 「なし」の声 それでは、質疑がなければ討論を行います。 「なし」の声 討論がなければ、採決をいたします。 諮問に賛成の方の挙手を願います。 「賛成者挙手」 挙手全員であります。 よって、諮問第2号は承認されました。
会 長	6 その他 その他の関係で委員の方から何かございましたらお願いしたいと思えます。「なし」の声 ないようでしたら、事務局いかがでしょうか。
事務局	事務局から、2点ほどお伝えさせていただきたいと思えます。 まず、委員の皆様は任期なのでありますが、これがこの3月31日で任期満了という形になります。関係各団体様からご推薦いただいて委員になられている皆様につきましては、改めて関係各団体のほうに推薦のほうをお願いしているところでございます。その他の委員の方につきましても、今回任期満了ということでございますけれども、引き続きお願いをできればということで、また改めてご連絡をさせていただきたいと思えます。 次に、次回の会議の開催なのでありますが、予定は令和7年4月24日（木）、時間は午後2時から、場所は同じここ市長公室で予定をしております。また、この日程につきまして変更等ございましたら、改めてご案内をさせていただきたいと思えます。内容につきましては、委員任期満了を踏まえまして、新たな任期においての委嘱状の交付式、あと、今回年度末に地方税法の改正、政令等の改正がある予定なのでありますが、そこで法定軽減、均等割の7、5、2、この法定軽減の判定基準額が拡大されるということが

	ございます。そういったことで、国保税条例の改正を行うのですが、こちら専決処分で行わせていただくということになるかと思いますので、こちらに関するご報告をいたします。ご出席をお願いしたいというところでございます。 以上でございます。 7 会議録の確認について 会議録がまとめ次第、東海林委員と塩野委員に署名依頼 8 閉 会
--	---